

平成28年度

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

公募要領 (三次公募)

平成28年6月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1-1	趣旨	5
1-2	事業内容	6
(1)	補助金名	6
(2)	事業規模	6
(3)	補助対象となる事業者と住宅	6
(4)	交付要件	6
(5)	補助対象となる設備等	7
(6)	補助金額および上限額	7
(7)	事業期間	8
(8)	公募説明会の実施	8
(9)	重要事項	9
1-3	その他	9

2 事業要件と加点要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	11
2-2	エネルギー計測装置の要件	13
2-3	エネルギー計測装置の評価加点要件	14
2-4	省エネ性能表示取得事業に対する評価加点要件	15

3 ZEHビルダー公募

3-1	ZEHビルダーとは	17
3-2	ZEHビルダーの役割	17
3-3	ZEHビルダー登録の要件	18
3-4	ZEHビルダーの区分	18
(1)	登録の単位	18
(2)	地域による区分	18
(3)	住宅の種別による区分	19
3-5	ZEHビルダー登録に必要な書類	20
3-6	ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表	20
3-7	ZEHビルダーの公募～公表	21
(1)	公募	21
(2)	ポータルサイトのID取得申込～IDの付与	21
(3)	ポータルサイトへの情報入力	21
(4)	ZEHビルダー登録申請	22
(5)	ZEHビルダーの確認と登録	23
(6)	ZEHビルダーの公表	23
3-8	注意事項	23
3-9	提出先および問合せ先	23

INDEX

4	事業の実施	
4-1	事業年間スケジュール	25
4-2	三次公募事業詳細スケジュール	26
4-3	公募～交付決定	27
(1)	事業の公募	27
(2)	申請	27
(3)	手続代行者について	27
(4)	リース事業者との共同申請について	27
(5)	審査	28
(6)	交付決定	28
4-4	補助対象事業の開始～完了	29
(1)	補助対象事業の開始	29
(2)	中間検査(現地調査)	29
(3)	補助対象事業の計画変更	29
(4)	事業完了日	29
4-5	実績報告～補助金支払	29
(1)	実績報告及び補助金の交付の確定	29
(2)	完了検査(現地調査)	29
(3)	補助金支払	30
(4)	事業成果の公表	30
(5)	使用状況の報告	30
(6)	取得財産の管理等	30
(7)	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	30
4-6	注意事項	31
5	交付申請の方法	
5-1	申請方法	33
(1)	申請書提出先及び問合せ先	33
5-2	申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について	34
5-3	交付申請 提出書類一覧表	35
6	交付申請書及び添付書類の入力例	
	全ての申請において必要な書類	37
7	補助対象事業実績報告書 提出書類一覧	47
8	よくある質問と回答	49

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省資源エネルギー庁は、この目標の達成にむけたZEHロードマップの検討をおこない、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

本事業は、上記政策目標とその達成にむけたZEHロードマップに基づき、ZEHの自立的普及を目指して高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、ZEHを新築する、ZEHの新築建売住宅を購入する、または既築住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

◆ ZEHロードマップ検討委員会 とりまとめ

<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151217003/20151217003-1.pdf>

◆ 「ZEHロードマップとりまとめ」概要

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh_report/pdf/report_160212_ja.pdf

<ご参考> ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。

また、計算方法は、平成25年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。ただし、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● ZEHの定義

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]相当以下、3地域:0.5[W/㎡K]相当以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]相当以下、3地域:0.5[W/㎡K]相当以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。
本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

(2) 事業規模

事業規模 約10億円 (三次公募分)

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築住宅の建築主、新築建売住宅^{※1}の購入予定者、または既築住宅の所有者に限ります。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P40参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既築住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P11参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既築住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築建売住宅^{※1}の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に、申請者が居住する場合は、その自宅部分については申請することができます。

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅

(4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。 → P11参照
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。^{※1}
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。^{※2}
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。＜全量買取方式は認めません＞
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。^{※1 ※3 ※4}
- ② **申請する住宅はSIIに登録されたZEHビルダー(P17参照)が設計、建築または販売を行う住宅であること。**
(注) 住宅の種類とZEHビルダー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
例えば、建売住宅については、その住宅の地域で、建売住宅の区分でZEHビルダー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。 →P11～P12参照
- ④ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。 → P13参照
- ⑤ 既築住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。

※1 エネルギー計算は、以下のいずれかによるものとします。また、空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、建築物省エネ法という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」(建築物エネルギー消費性能基準)
2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下、省エネ法という)に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの)」(H28年基準)
3. 平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号 附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることとされた「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(H25年基準)

- ※2 既築住宅においては、既設の太陽光発電システムも認めます。
- ※3 再生可能エネルギーを含めて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算にあつては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※4 今年度の本事業では、1、2地域における寒冷地特別強化外皮仕様(P12参照)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。

(5) 補助対象となる設備等

① 補助対象

補助金交付の対象は、ZEHに導入する設備のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P11～P12)に「該」と記載するものとなります。

なお、補助対象設備は新品を導入すること。

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号 最終改正:平成14年12月13日法律第152号)(以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

(6) 補助金額および上限額

① 補助対象住宅

- ・交付要件を満たす住宅
一戸あたり 定額 125万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)
- ・交付要件を満たし、寒冷地特別外皮強化仕様(1、2地域において外皮平均熱貫流率(UA値)0.25以下)の住宅
一戸あたり 定額 150万円(Nearly ZEHとして、設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている住宅の場合は、定額 125万円)

② 蓄電システム

補助対象として採択されるZEHに蓄電システム^{※1}を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システム(P12参照)の補助額 : 蓄電容量^{※2}1kWh当たり5万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費^{※3}の1/3または50万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P12参照)をご確認ください。

※2 補助額計算上は蓄電容量小数点第二位以下は切り捨てとなります。

※3 補助対象経費とは本体および設置工事費の合計を指します。

設置工事費は、蓄電システムの据え付けに必要な接続端子までを補助対象とします。

なお、補助対象工事項目であっても、他の工事と切り分けられない場合は補助対象外とします。

(7) 事業期間

事業期間は以下の通りです。

① 公募期間

三次公募 平成28年 6月13日(月) ～ 平成28年 7月 1日(金) 17時必着
 四次公募 平成28年 7月 4日(月) ～ 平成28年 7月22日(金) 17時必着
 五次公募 平成28年 7月25日(月) ～ 平成28年 8月12日(金) 17時必着
 六次公募 平成28年 8月15日(月) ～ 平成28年 9月 2日(金) 17時必着

② 交付決定

三次公募 平成28年 8月上旬(予定)
 四次公募 平成28年 8月下旬(予定)
 五次公募 平成28年 9月中旬(予定)
 六次公募 平成28年 9月下旬(予定)

③ 事業期間

三次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 平成28年 12月 9日(金)
 四次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 平成28年 12月30日(金)(予定)
 五次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 平成29年 1月13日(金)(予定)
 六次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ～ 平成29年 1月20日(金)(予定)

■事業完了日の遅延が見込まれる事業の申請について

三次～五次公募において、事業計画(補助対象となる住宅の工程など)のやむを得ぬ理由から、上記期間までに事業完了出来ない事が見込まれる事業を申請する場合は、交付申請時に遅延の理由を示す理由書(自由書式)を添付してください。IIIは理由書に記載された遅延理由に不備がない場合には、最長で平成29年1月20日(金)まで事業期間の延長を認めます。

<理由書に記載頂く事項>

- ・手続代行者名の記入および代表者印による捺印 ・住宅の工法
- ・交付決定予定時期以降の工程を中心とした補助対象住宅の事業スケジュール
- ・事業完了予定日(事業完了日について P29参照) ・補助対象事業実績報告書提出予定日

<注意事項>

事業期間の延長は、申請した事業の審査・選考の後、交付決定通知の段階で行います。

事業期間の延長が認められた場合には、補助対象事業実績報告書の提出期限は、「新たに認められた事業完了日から15日以内」又は「平成29年1月27日(金) 17:00(必着)」のいずれか早い方となります。

※ 公募時期を問わず、補助対象事業実績報告書が平成29年1月27日(金) 17:00までに届かない場合は補助金を交付できない場合がありますのでご注意ください。

④ 補助対象事業実績報告

事業完了日から15日以内又は以下の期日のいずれか早い方

三次交付の交付決定者 平成28年 12月16日(金) 17時必着
 四次交付の交付決定者 平成29年 1月13日(金) 17時必着(予定)
 五次交付の交付決定者 平成29年 1月20日(金) 17時必着(予定)
 六次交付の交付決定者 平成29年 1月27日(金) 17時必着(予定)

※事業完了日とは、補助金に係る工事が完了した日もしくは工事代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。新築建売住宅においては引渡日もしくは住宅の購入代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。但し、「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、最短一週間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。

(注) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

(注) 補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。ご注意ください。

(8) 公募説明会

三次公募においては公募説明会を実施いたしません。

※事業スケジュールの詳細はP25～P26の事業の実施を参照してください。

(9) 重要事項

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
- ② 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は補助対象外となります。
- ③ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P40参照)に同意したものとします。
申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消などの措置をとります。
- ④ 住民票を送付する場合には、マイナンバーの記載のない当該資料を送付してください。
なお、マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行います。

P31「注意事項」を必ず確認してください。

1-3 その他

これまで、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業においては、以下のとおり、補助金の申請情報や補助金交付後のアンケート結果を調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表しています。

◆「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 調査発表会 2015」資料

https://sii.or.jp/zeh26r/file/doc_1124.pdf

また、本事業において得られた情報も、同様に調査、分析し、その分析結果を広く公開するとともに、ZEHの更なる普及策の検討に活用することを予定しております。

2. 事業要件と加点要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準							
全体共通		●	●	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」、または省エネ法に基づく「H28年基準」もしくは「H25年基準」における計算に準拠した評価方法(P 6 参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 							
断熱	高断熱外皮	●	該	地域区分	1・2地域	3地域	4・5・6・7地域		8地域		
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.4以下※1		0.5以下	0.6以下		基準値なし	
				地域区分	1・2・3・4地域		5地域	6地域	7地域	8地域	
				冷房期の平均日射熱取得率(η A値)	基準値なし		3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下	
省エネルギー設備	暖房 冷房 設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(ⅴ)を満たす機種であること。 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の 表A. 2参照) 							
				暖房 設備	● ※2	該	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用すること。 				
	温水式床暖房	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの ・ 断熱配管を採用し、床の上面放熱率が90%以上とすること。 								
			ヒートポンプ式セントラル空調システム				該	地域区分	1・2・3 地域		4 地域
	空気集熱式太陽熱利用システム	該	該	-							
				COP	3.0以上		3.3以上	3.7以上		基準値なし	
	冷房 設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム	該	該	地域区分	1・2・3 地域		4 地域	5・6 地域	7 地域	8 地域
					COP	基準値なし		3.3以上			
	給湯 設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	該	該	<ul style="list-style-type: none"> JIS基準(JIS C 9220)に基づく年間給湯保温効率または年間給湯効率が3.0以上 但し、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。※4 						
		潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等)	該	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※4 						
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール等)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。 ※4 							
ガスエンジン給湯機 (エコウィル等)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、 低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。 							
ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)		該	該	<ul style="list-style-type: none"> 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、 ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。 							
太陽熱利用システム		● ※3	該	<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。) 							
燃料電池 (エネファーム等)	● ※3	該	<ul style="list-style-type: none"> 固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 ならびに、50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。 								
換気設備(24時間換気に係るもの)	●	該	該	<ul style="list-style-type: none"> 設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。 ① 熱交換型換気設備は温度(顕熱)交換効率65%以上であること ② 熱交換型換気設備以外の換気設備は比消費電力が0.4W/(m³/h)以下であること 							
照明 設備	LED照明	●	該	<ul style="list-style-type: none"> LEDが光源であるもの 							
	蛍光灯	● ※5	該	<ul style="list-style-type: none"> インバータタイプで100(lm/W)以上のもの 							

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム	●		-
蓄電システム		○	該	・平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム) ※6の「再生可能エネルギー蓄電モード」が「有」で登録されたリチウムイオン蓄電システムであること。
エネルギー計測装置		●		・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 詳細はP13「エネルギー計測装置の要件」参照。

●:本事業で導入を必須とすること

○:補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

該:本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

※1 「寒冷地特別外皮強化仕様」の場合は外皮平均熱貫流率(U_A値)を0.25以下とすること。

※2 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1、2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。

※3 いずれかの設備を導入すること。

※4 給湯機のJIS効率(計算支援プログラムの入力下記)の要領になります)

JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力してください。

設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には

- ・潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
- ・潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。
- ・潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として入力してください。

※5 住宅設備機器に付属する照明を除く。

※6 平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム)

URL: <https://sii.or.jp/renovation27r/search/maker?tab=maker&category=battery#search>

【重要】蓄電システムの導入目的と機器要件について

<導入目的>

本事業において補助対象となる蓄電システムは、上記機器要件を満たし、かつ再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器とします。

蓄電システムを補助対象として申請・導入する申請者は、制度上の目的を理解の上、その目的に沿った機器運用を行ってください。

<補助対象機器>

平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金 対象製品一覧(蓄電システム)の「再生可能エネルギー蓄電モード」項目が「有」で登録された機器が補助対象機器になります。

以下の要件等を満たす機器が掲載されています。

【接続および運用の要件】

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。(非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)

【仕様の要件】

ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの。

2-2 エネルギー計測装置の要件

補助対象住宅に設置するエネルギー計測装置は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① 計測機器の要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
- 2) エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測装置 要件一覧表」の「グレードA 必須要件」を満たすこと。

■エネルギー計測装置 要件一覧表

機能区分	計測項目	グレードA 必須要件	グレードB 加点要件
太陽光発電システム	発電量	●	●
	売電量	●	●
電力使用量※1の計測・取得※2 (表示できることを前提とする)	系統からの買電量	●	●
	住宅全体の電力使用量	●	●
	暖冷房設備の電力使用量	○※3	○※7
	ヒートポンプ式給湯器の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○	○
	照明設備の電力使用量	-	★※8
	換気設備の電力使用量	-	★※9
蓄電システムの利用状況	充電力量	○	○
	放電力量	○	○
使用電力計測・取得間隔※4	30分以内	●	●
データ蓄積期間※5※6 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1カ月以上	●	●※10
	1日以内の単位 13カ月以上	●	●※10

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須 ★:グレードBにて申請の場合は必須

- ※1 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)。
- ※2 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力使用量の計測できること。
- ※4 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔。
- ※5 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※7 住宅に設置した暖冷房設備の電力使用量の合計を計測できること。
- ※8 住宅に設置した照明設備の電力使用量の合計を計測できること。(非常灯や足元灯、住宅設備に付随する照明を除く)
- ※9 24時間換気システムに係る電力使用量を計測できること。(厨房レンジフードを除く)
- ※10 1時間毎の電力使用量をデータ蓄積できこと。

③ 運用時の要件

事業完了後、エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。

2-3 エネルギー計測装置の評価加点要件

P13「エネルギー計測装置の要件」①②③に加えて、下記④～⑥の要件を全て満たす場合は、採択審査において加点評価を行います。(P28参照)

④ 計測機器の要件

住宅内の電気配線をエネルギー区分ごとに独立して配線すること(P13「エネルギー計測装置要件一覧表」グレードB加点要件参照)、「ECHONET Lite」規格を活用することその他の方法により、「暖冷房設備」「換気設備」「給湯設備」「照明設備」の使用状況を計測・記録できること(給湯設備は電気式の場合に限ります)。

※ 1時間ごとの計測値をデータで提出できることを要件とします。

(注)上記の計測を可能とする回路の設定や電気配線計画、CTセンサーの設定など具体的な手法を確認したうえで申請してください。「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、計画機器の要件を満たさない事業となる場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

⑤ 事業完了の要件

事業期間中にエネルギー計測装置等による実測期間を1週間以上設け、実績報告書提出の際に、エネルギー計測の結果を併せて提出すること。

申請者が補助対象となる住宅に居住後、最短1週間のエネルギー計測の実施をもって、事業完了とする。

※ 未入居状態での計測は無効です。

※ 計測項目に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は要件未達とみなします。

※ 配線工事のミス等により、計測項目に応じた計測データを集計できない場合は、「④計測機器の要件」未達とみなします。

※ 計測データの提出は、エネルギー計測装置の計測データ(エクセル形式で書き出されたローデータまたはそれを転記入力したもの)と、SIIが交付決定後に支給する総括表(エクセル形式)の両方を提出できることが要件となります。(HEMS等の表示画面キャプチャー画像等は無効です)

※ 提出するエネルギー計測装置の計測データ(ローデータ)は計測項目や日時が記載されていること。

(注)「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、計測項目に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は、補助金の交付を受けることが出来ませんのでご注意ください。

⑥ 運用時の要件

「使用状況の報告」(P30参照)の際に、計測項目に応じたエネルギー計測データの提出を行うこと。

※ 事業完了後3年間、半期毎に実施する定期報告アンケート(公募要領P30)の際に、

④の計測項目に応じた1時間ごとのエネルギー計測データの提出を行うこと。

(注)「エネルギー計測装置の評価加点」を受けて採択を受けた事業者が、「使用状況の報告」による定期報告アンケートにおいて、正当な理由なく1時間ごとのエネルギー計測データを提出しない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

(注)アンケートは半期毎に1回、計6回実施します。エネルギー計測装置の1時間ごとのエネルギー計測データ保存期間がアンケート期間よりも短い機器を導入する場合は、定期的なデータ保存を行ってください。

**エネルギー計測装置評価加点「有」として交付決定を受けた事業者が、
加点要件のうち1つでも満たすことが出来なくなる場合は、補助金の交付を受けることができません。
この加点を「有」として申請する際は、上記の加点要件を十分確認してください。**

2-4 省エネ性能表示取得事業に対する評価加点要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

これを受け、本事業では、採択審査の評価を行う際に、ZEHを示す省エネ性能表示を取得する事業に対して一定の加点評価を行います。(P28参照)

【加点の要件】

①取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(第三者認証を受けているものに限る)によるもので、補助対象住宅がゼロエネ相当であることを示すものであること(寒冷地特別強化外皮仕様であるNearly ZEHについては、この限りではありません)。また、本事業の交付要件に定める外皮性能を満たしていることが、数字で表示・確認できること。

②事業完了までに「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、補助対象事業実績報告と合わせて、その写しを提出すること。

(注)「省エネ性能表示取得事業に対する評価加点」を受けて採択を得た事業者が、期日までに省エネ性能表示を取得できない(または取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

(注)省エネ性能表示を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の申請値よりも5ポイント以上悪化した場合または本補助金の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。ただし、省エネ性能表示の計算方法と本事業の申請に用いた計算方法が異なり、かつ、申請に用いた計算に誤りがない事が確認された場合はこの限りではありません。

【参考】 国土交通省ホームページ

- 建築物省エネ法の表示制度のページ ～2016年4月始動。住宅・ビル等の省エネ性能見える化～
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html
- 解説パンフレット
<http://www.mlit.go.jp/common/001122749.pdf>

3. ZEHビルダー公募

3 ZEHビルダー公募

3-1 ZEHビルダーとは

本事業の趣旨(P5参照)ならびに、「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する住宅のうちZEH(Nearly ZEHを含む)が占める割合を2020年度までに50%以上とする事業目標(以下「ZEH普及目標」という)を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー」と定め、公募します。

SIIは、登録されたZEHビルダーをホームページで公表します。

また、政府は、登録されたZEHビルダーの情報を元にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

3-2 ZEHビルダーの役割

ZEHビルダーは、自社のZEH(Nearly ZEHを含む)が占める割合を2020年度までに50%以上となるZEH普及目標を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。

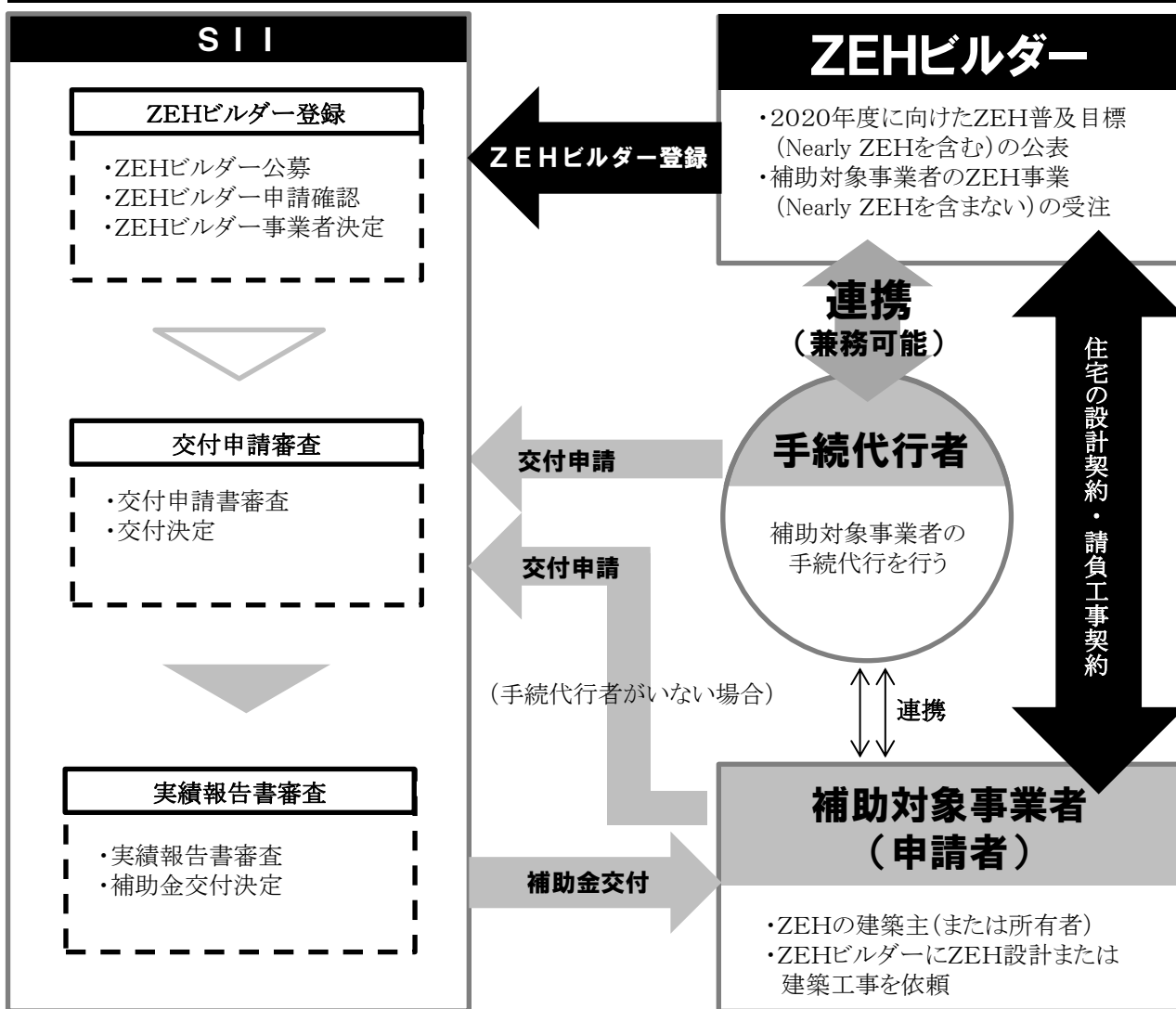
ZEHビルダーは、本事業の申請者が新築(または既築改修)するZEHの設計や建築工事および新築建売住宅を受注する立場となります。

・本事業ではSIIが公表するZEHビルダーが設計、建築または販売を行う住宅であることが申請の要件となります。

・ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。(手続代行者の業務についてはP27参照)

【注意】 ZEHビルダーがZEH(Nearly ZEHを含む)の普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダーとして不適切と判断した場合、SIIはZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。

ZEHビルダーの役割と申請者との関係



3-3 ZEHビルダー登録の要件

ZEHビルダーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ①「ZEH普及目標」(P17参照)を有していること。
 - ・ZEH普及目標においては、2020年度までの各年度におけるZEHの普及目標も併せて設定すること。(2019年度までは、必ずしも50%以上とする必要はない)
- ②ZEH普及目標を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

■ ZEH普及目標の掲載について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページにZEH普及目標を明記してください。また、登録申請するURLはトップページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、ZEH普及目標掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願い致します。

- ③ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。
- ④ZEHの実績を報告するとともに、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。
- ⑤経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(注) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については受注、着工、完工のいずれでも構いません。ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則って頂いて構いません。

(注) ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

3-4 ZEHビルダー登録の区分

(1) 登録の単位

ZEHビルダーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。

ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等)の場合は、グループ網で1登録とします。(本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません。)

(2) 地域による区分

ZEHビルダーの登録は、北海道の区分(A登録)と、北海道以外の都府県の区分(B登録)に分けて行います。1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。

北海道で供給する住宅の過半数をZEH(Nearly ZEHを含む)とする目標と、それ以外の都府県で供給する住宅の過半数をZEH(Nearly ZEHを含む)とする目標の二つを設定する必要があります。

(3) 住宅の種別による区分

ZEHビルダーの登録は、「注文住宅」、「建売住宅」、「既築改修」の種別毎に登録します。

- ① 「既築改修」に関するZEH普及目標については、その分母を「断熱改修及び住宅全体の改修」とします。
(「2020年度までに、断熱改修及び住宅全体改修のうち、過半数がZEH化改修とする目標」をZEH普及目標として設定してください。水回り設備等の部分改修は対象から除外して構いません。)
- ② 1事業者で、「注文住宅」、「建売住宅」、「既築改修」の複数区分について登録することが可能です。
単独区分の登録も可能です。

※複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことができます。
例えば、2020年度時点において注文住宅で70%のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標、建売住宅で20%のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標、注文住宅+建売住宅で50%以上のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標を設定した場合、「注文住宅」「建売住宅」の二つの区分でZEHビルダー登録が可能です。

■ 複数区分を設定する場合における、異なる住宅種別間での目標数値の融通計算例

- 注文住宅 240件のうち 168件をZEH(Nearly ZEHを含む) $168/240 = 70\%$
- 建売住宅 60件のうち 12件がZEH(Nearly ZEHを含む) $12/60 = 20\%$

この場合

- (注文住宅+建売住宅=300件)のうち180件がZEH(Nearly ZEHを含む)
..... $180/300 = 60\% > 50\%$

■ ZEHビルダー登録の例

	注文住宅	建売住宅	既築改修
A 登録 (北海道)	○		
B 登録 (他の都府県)	○	○	

1事業者が、上記の区分でZEHビルダー登録された場合、①北海道内での建築請負契約を行った注文住宅のZEH(1,2地域においては寒冷地特別強化外皮仕様のNearly ZEHを含む)、②北海道以外の都府県で建築請負契約を行った注文住宅のZEH、③北海道以外の都府県で販売する建売住宅のZEH、の3種類が補助対象となります。

この場合、「北海道の注文戸建についてのZEH、Nearly ZEH過半数目標」、「北海道以外の都府県の注文戸建と建売住宅の合計についてのZEH、Nearly ZEH過半数目標」の二つのZEH普及目標を設定し、登録を受ける必要があります。

3-5 ZEHビルダー登録に必要な書類

- ① 登録申請書
 - ・ZEHビルダー登録申請書
 - ・ZEHビルダーに係る誓約書
 - ・暴力団排除に関する誓約事項
- ② ZEH (Nearly ZEHを含む) 事業計画書
 - ・2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度)の年間建築目標(5年分)
各年度のZEH (Nearly ZEHを含む) 受注の割合
※目標は、2020年度(平成32年度)にZEH (Nearly ZEHを含む) の割合が50%以上になっていることが求められます。
※A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください。(P18参照)
※注文住宅、建売住宅、既築改修の複数区分で登録申請する場合は、「A登録」内、「B登録」内で目標値の融通を行うことができます。(P19参照)
 - ・目標達成に向けた具体策
 1. ZEH (Nearly ZEHを含む) の周知・普及に向けた具体策
 2. ZEH (Nearly ZEHを含む) のコストダウンに向けた具体策
 3. その他の取り組みなど
- ③ 会社概要(実施体制図が分かるもの。カタログ等でも可)
※支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網なども明記してください。
- ④ 印鑑登録証明書(申請前3カ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 各種許可証・登録証の写し(建設業許可証、特定建設業許可証、建築士事務所登録証)
※建売住宅の区分でZEHビルダー登録する場合は、宅地建物取引業免許の写し
上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書の写し
- ⑥ ZEH (Nearly ZEHを含む) 目標の公表資料(自由様式)

3-6 ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を毎年度経済産業省に報告する必要があるため、注意すること。

- ① 事業年度におけるZEH (Nearly ZEHを含む) の割合(登録された区分ごとに実績を分けて報告すること。)
- ② ①の算出の根拠となる以下の資料
 1. 事業年度における住宅建築件数
 2. 事業年度におけるZEHの建築件数
 3. 事業年度におけるNearly ZEHの建築件数
- ③ ZEH (Nearly ZEHを含む) の普及に向けて行った取組内容
- ④ ZEH及びNearly ZEHの外皮性能(UA値)の分布

- ・建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー登録時の単位と同じものを用いてください。
- ・ZEHビルダー登録時に設定したZEH普及目標を達成してなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。
ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。
- ・「④ZEH及びNearly ZEHの外皮性能(UA値)の分布」は任意報告事項です。報告しなくても構いません。
- ・本報告は、2020年までの間、毎年度報告する必要があります。(第1回目の報告は、2016年度の実績内容を2017年度に報告して頂きます。時期、様式、提出先等は今後ZEHビルダーに登録された事業者にご連絡します)

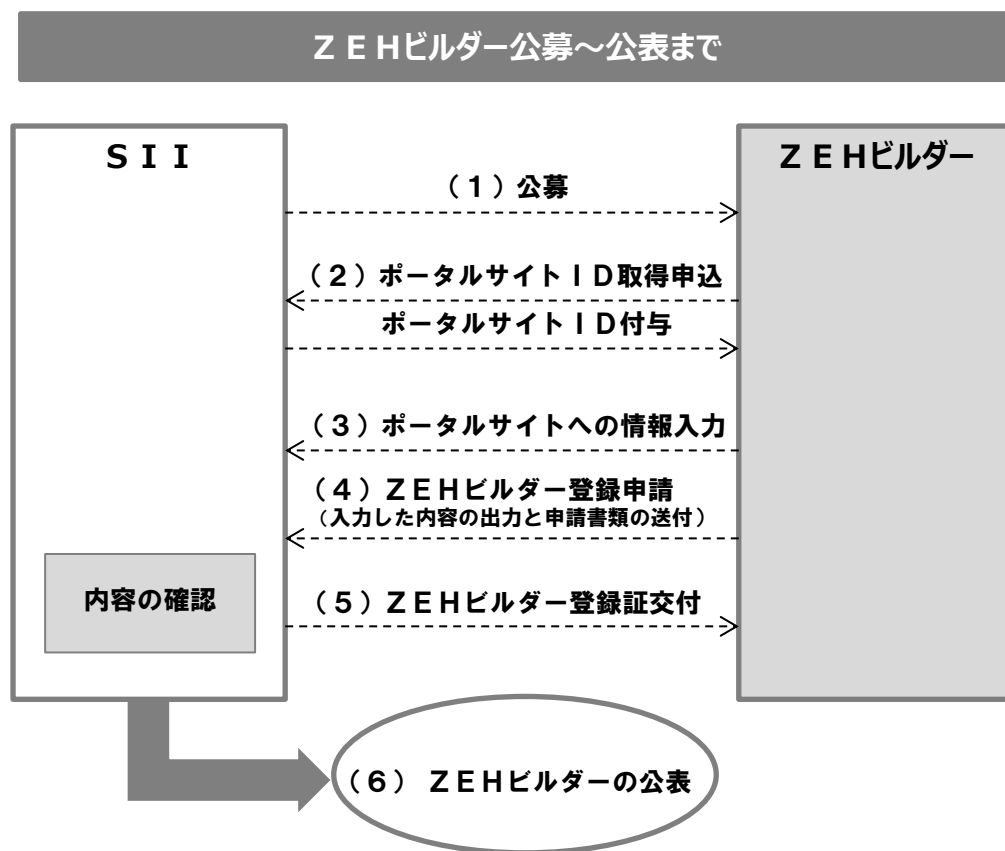
上記報告事項のうち、「①事業年度におけるZEH (Nearly ZEHを含む) の割合」については、自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

- ・②～④については、公表しなくとも問題ありません。

(注) 政府は、ZEHビルダーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、予めご了承ください。
なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

3-7 ZEHビルダーの公募～公表

ZEHビルダーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。



ZEHビルダー登録の申請は、インターネット環境ならびにEメールの送受信環境を利用して行います。インターネット環境ならびにEメール送受信環境をお持ちでない方で、ZEHビルダー登録を希望する方は、その旨をSIIまでお問い合わせください。

(1) 公募

SIIは以下の期日にZEHビルダーを公募します。

公募期間：平成28年4月4日(月)～平成29年1月31日(火) 17時必着

※ 第4回公表日(7月8日)にZEHビルダーの登録を希望する場合には6月20日(月)17時必着で、申請書類が到着するように送付してください。
ただし、書類に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

(2) ポータルサイトのID取得申込～IDの付与

ZEHビルダーの登録申請は、SIIがWEB上に設置するポータルサイトを活用して行ってください。

- ① SIIホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
- ② ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ID、パスワード)が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「[ZEHビルダー・ポータルサイト・マニュアル.pdf](#)」を参照してください。

(3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEHポータルサイトのURLにアクセスして、取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。

(4) ZEHビルダー登録申請

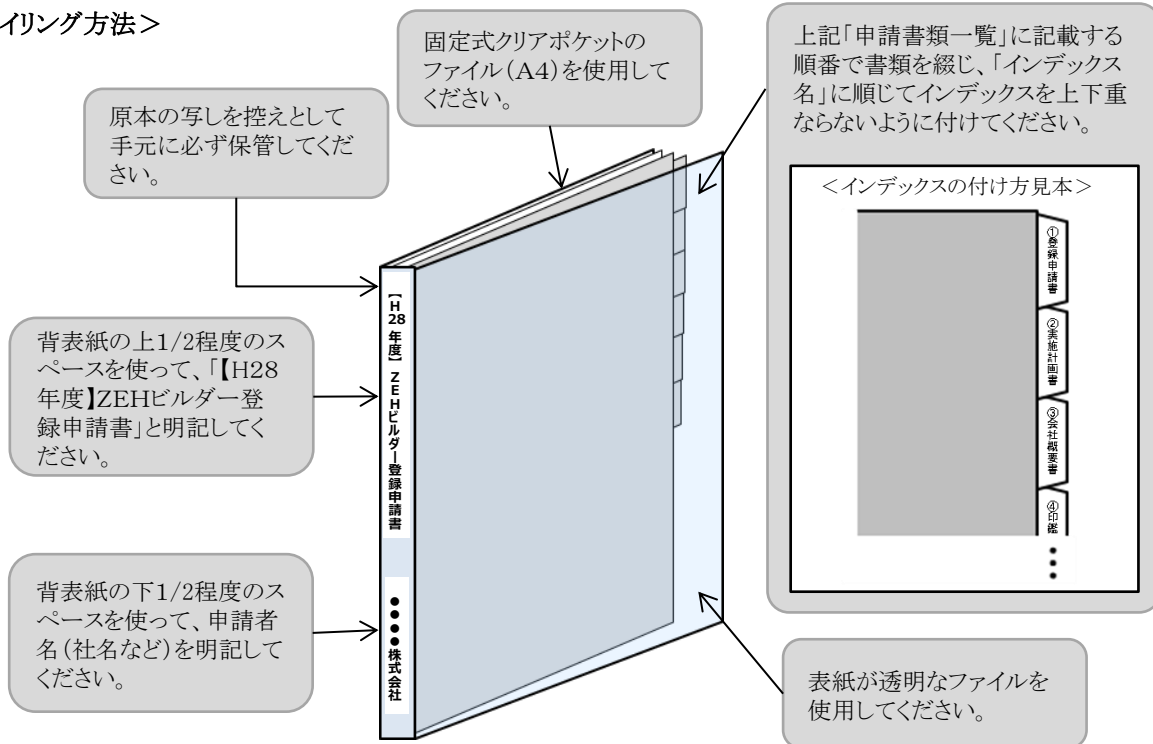
ZEHビルダーポータルサイトの入力完了したら、PDF出力の「ビルダー登録申請書」ボタンおよび「ZEH事業計画書」ボタンをクリックしてポータルサイト上で生成されるPDF(下表No.①、②)を出力してください。必要箇所に捺印し、下表③～⑥の書類と併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。なお、**申請書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**※捺印は必ず「登録印」で行ってください。※1事業者が「A登録」と「B登録」の両方に申請する場合は、同一のファイリングとすることで③～⑥の書類については共通の提出書類で可とします。

<申請書類一覧>

NO	インデックス名	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	登録申請書	指定(様式1)	ZEHビルダー登録申請書 (ZEHビルダーに係る誓約書、暴力団排除に関する誓約事項を含む)	●	
②	事業計画書	指定(定型様式1)	ZEH事業計画書	●	
③	会社概要	様式自由	会社概要書		カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・会社名 ・代表者 ・所在地 ・実施体制図
④	印鑑登録	原本	印鑑登録証明書		3カ月以内に発行されたもの
⑤	各種許可証・登録証	写し	各種許可証・登録証の写しまたは右記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書の写し		建設業許可証・特定建設業許可証・建築士事務所登録証・宅地建物取引業免許等
⑥	目標公表資料	様式自由	ZEH目標公表資料		ホームページを印刷したもの、または会社概要等

(注) 申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

<ファイリング方法>



(5) ZEHビルダーの確認と登録

SIIは、公募期間中に届いたZEHビルダー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー登録証を交付します。

また、登録されたZEHビルダーを定期的にSIIホームページにて公表します。

確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

(6) ZEHビルダーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダーとして登録し、下記の期日に公表します。

第1回公表(済):平成28年4月22日(金)	第7回公表	:平成28年9月下旬(予定)	
第2回公表(済):平成28年5月13日(金)	第8回公表	:平成28年10月下旬(予定)	
第3回公表	:平成28年6月17日(金)	第9回公表	:平成28年11月下旬(予定)
第4回公表	:平成28年7月8日(金)	第10回公表	:平成28年12月下旬(予定)
第5回公表	:平成28年7月下旬(予定)	第11回公表	:平成29年1月下旬(予定)
第6回公表	:平成28年8月下旬(予定)	第12回公表	:平成29年2月下旬(予定)

※個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

3-8 注意事項

ZEHビルダーの登録申請を行う者は以下の点に注意してください。

- ①SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。
- ②不正な方法でZEHビルダーに登録申請した場合、ZEHビルダーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEH(Nearly ZEHを含む)の割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEH(Nearly ZEHを含む)の普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダーとして不適切であると判断した場合、SIIはZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。また、ZEHビルダーによる不正行為によってZEHビルダー登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに関わった補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、ご注意ください。
- ③ZEHビルダーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従ってください。

3-9 提出先および問合せ先

申請書類の提出先および問合せ先は以下の通りです。

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成28年度 ZEHビルダー登録』申請係

※「平成28年度 ZEHビルダー登録申請書在中」と必ず記入してください。

【発送の注意事項】

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。

配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※申請者又は手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、

郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意すること。

※申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

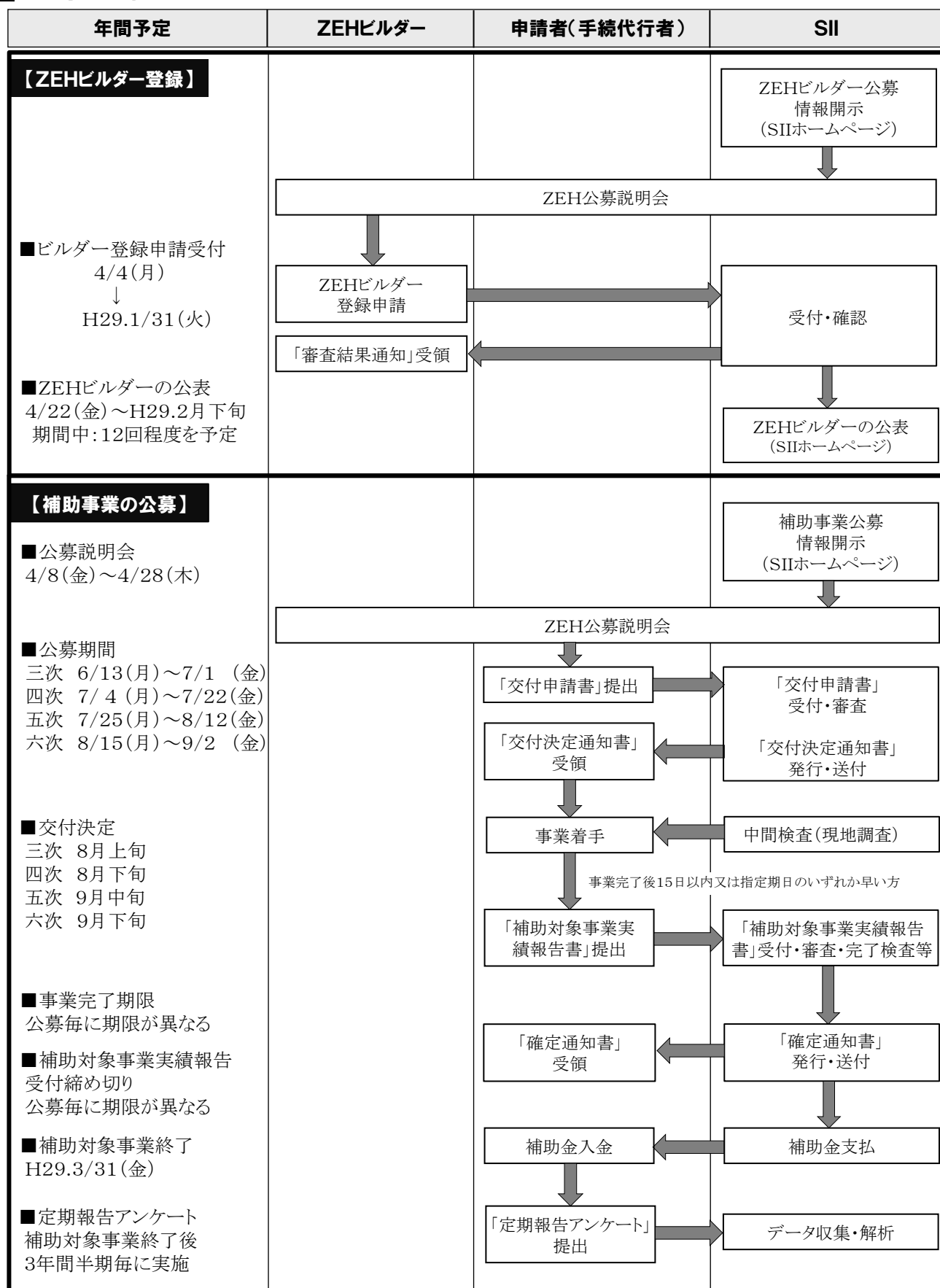
【問合せ先】

TEL:03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

4. 事業の実施

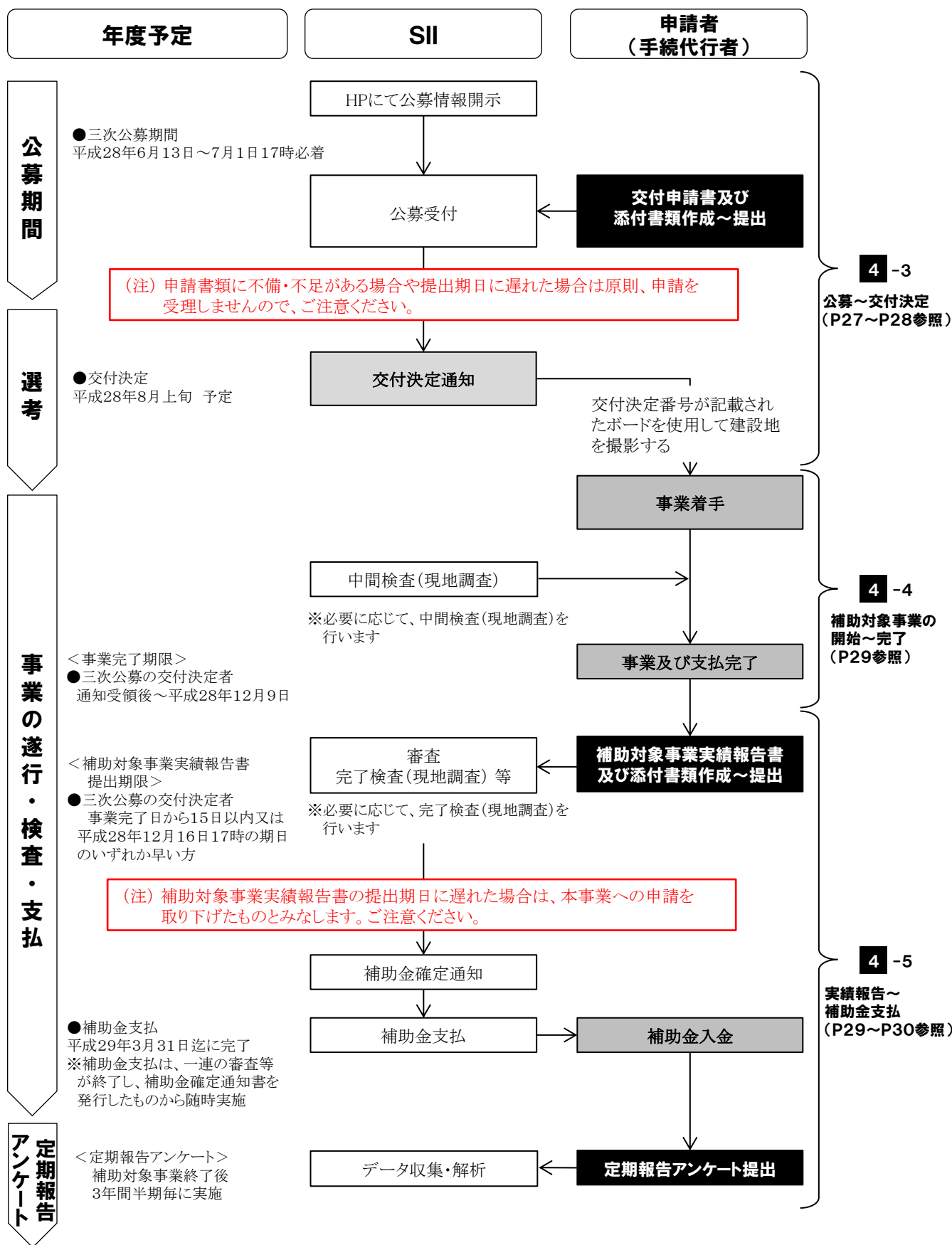
4 事業の実施

4-1 事業年間スケジュール



-2 三次公募事業詳細スケジュール

四次公募以降のスケジュールについては、P8記載の「(7) 事業期間」を参考に、ご確認ください。



4-3 公募～交付決定

(1)事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。SIIのホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募記事を掲載します。

(2)申請

申請者は、P36以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P35「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P33「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

なお、申請対象となる住宅はSIIに登録したZEHビルダーが設計、建築または販売を行う住宅に限ります。

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

(3)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4)リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- ・ 補助対象となる蓄電システムの設備費及び工事費のみ、リース契約を認めます。
- ・ リース事業者は1事業者とします。補助対象となる蓄電システムの一部のみの契約は認めません。

② 申請方法について

- ・ 交付申請者は申請者とリース事業者との共同申請とする。
- ・ 補助対象事業実績報告書(P29参照)も交付申請と同じく共同申請とする。

③ 料金、期間について

- ・ リース料(元金)から補助金相当分が減額されていること。
- ・ リース期間は原則法定耐用年数以上とすること。
法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
- ・ 申請者は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、運用を図ること。

(5)審査

① 審査方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 年間の一次エネルギー消費削減率(太陽光発電システムの創エネルギー量を除く)

基準一次エネルギー消費量に対しての太陽光発電システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率の評価を行います。

2. その他の加点要素

以下の要素を満たす事業に対して、前項で示す評価に一定の加点を行います。

- (1) 住宅の断熱性能・・・UA値が交付要件よりも20%以上強化された住宅に対して削減率10ポイント相当加点
- (2) エネルギー区分ごとの電力量使用計測を行う事業に対する加点(P14参照)・・・削減率5ポイント相当加点
- (3) 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(第三者認証を受けているものに限る)でゼロエネ相当の評価を取得する事業に対する加点(P14参照)・・・削減率5ポイント相当加点

(注) 加点は採択評価を行うにあたり図られるものです。加点要素を満たす場合であっても、交付要件に求められる太陽光発電システムの創エネルギー量を除く一次エネルギー削減率に加点要素は含まないのでご注意ください。

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会にはかり、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助対象事業者の選定

審査項目の年間の一次エネルギー消費削減率(太陽光発電システムの創エネルギー量を除く)、その他の加点要素を参考に評価点を算出します。

事業規模を超える申請があった場合は、評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定します。

この場合において、評価点が同点の場合は、審査員による評価等を考慮して同点の申請物件に優先順位を設け、選定します。

④ 不採択となった申請の取扱い

補助金交付要件を満たしているもので、かつ、事業規模を超える申請があったことにより不採択となった申請については、申請者の希望により、不採択時点で申請可能な公募にそのまま応募することができます。

ただし、不採択時点で申請可能な公募においても、申請額が予算額を上回った場合には同様に選定が行われます。その場合には、申請が採択されるとは限りませんので、予めご了承ください。

(6)交付決定

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消となる場合があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

「事務取扱説明書」については手続代行者に送付しますので、参照のうえ関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げること条件に交付決定します。

4-4 補助対象事業の開始～完了

(1)補助対象事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
その際、着手前に住宅建築地にて交付決定番号が記載された指定のボードを必ず撮影すること。
※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(2)中間検査(現地調査)

- ① 中間検査は、補助対象事業が事業の目的に適合して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消となる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(3)補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4)事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了した日もしくは工事代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。新築建売住宅においては引渡日もしくは住宅の購入代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。但し、「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、最短一週間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。

4-5 実績報告～補助金支払

(1)実績報告及び補助金の交付の確定

補助対象事業者は、事業が完了したら、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。

補助対象事業実績報告書の提出書類はP47の「補助対象事業実績報告書提出書類一覧」を参照してください。

- ※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。ご注意ください。
- ※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(2)完了検査(現地調査)

- ① 完了検査は、補助対象事業が事業の目的に適合して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて完了検査(現地調査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 完了検査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取消となり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消と処罰の対象となります。

(3)補助金支払

SIIは、補助金確定通知書にて補助対象事業者に補助金交付確定を通知した後、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5)使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者による下記の報告が要件となります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で公表させて頂く場合があります。

【補助対象事業終了後(定期報告アンケート)】

補助対象事業者は、補助対象事業終了後3年間、半期毎にエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」により報告して頂きます。また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力して頂くことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

- 第1回 定期報告アンケート提出期限：平成29年10月末日(報告対象期間:平成29年 4月～平成29年9月分)
- 第2回 定期報告アンケート提出期限：平成30年 4月末日(報告対象期間:平成29年10月～平成30年3月分)
- 第3回 定期報告アンケート提出期限：平成30年10月末日(報告対象期間:平成30年 4月～平成30年9月分)
- 第4回 定期報告アンケート提出期限：平成31年 4月末日(報告対象期間:平成30年10月～平成31年3月分)
- 第5回 定期報告アンケート提出期限：平成31年10月末日(報告対象期間:平成31年 4月～平成31年9月分)
- 第6回 定期報告アンケート提出期限：平成32年 4月末日(報告対象期間:平成31年10月～平成32年3月分)

(6)取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助金受領日から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7)交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
 - ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
 - ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
 - ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
- ※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)
最終改正:平成14年12月13日法律第152号

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

4-6 注意事項

申請者、手続代行者、共同申請者及び、ZEHビルダーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① 1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、すべての申請を認めません。但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、共同申請者はその限りではありません。
- ② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めませんが、内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。**なお、**太陽光発電システムの創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません。**
- ④ 申請後に手続代行を行う法人の変更は原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【実績報告時に関して】

太陽光発電システムにおいて、電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー(設計者・施工者)、手続代行者、共同申請者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者、共同申請者及びZEHビルダーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

5. 交付申請の方法

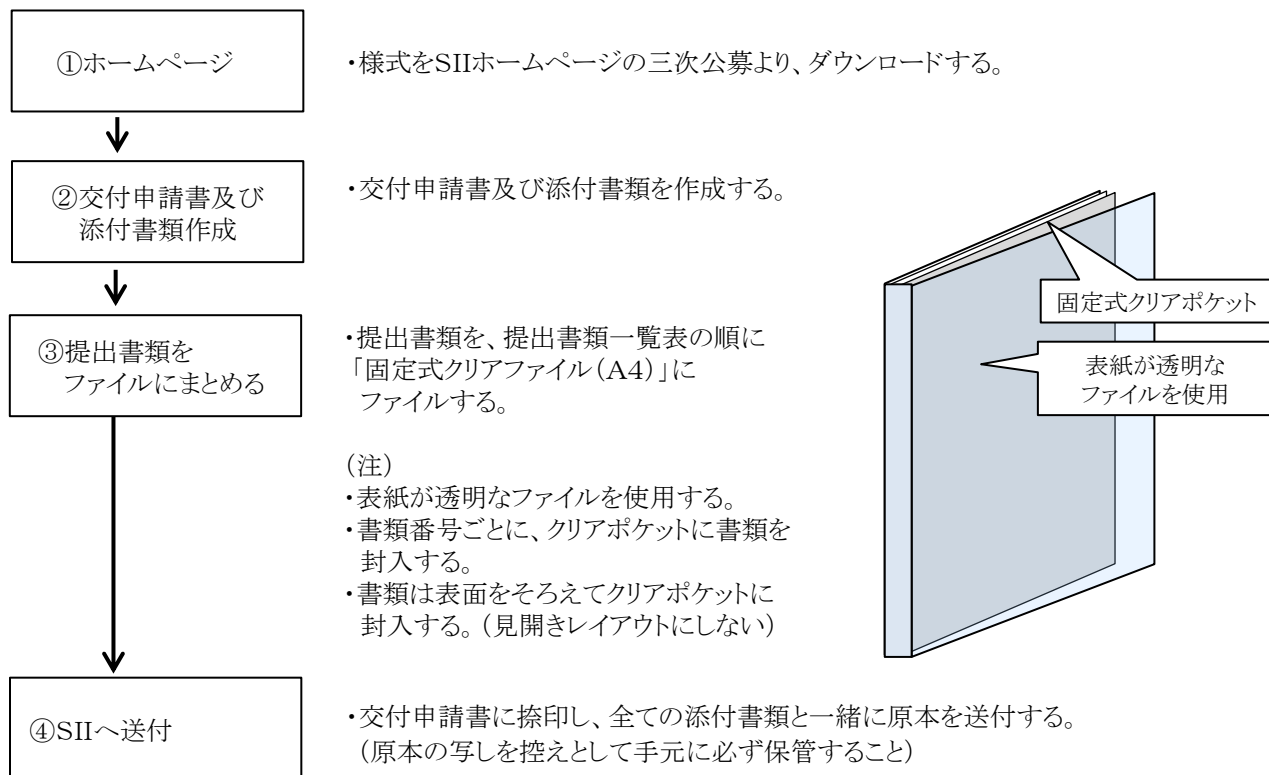
5 交付申請の方法

5-1 申請について

・SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)より申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

(P35 交付申請提出書類一覧表を参照し、書類不備のないよう注意してください)

・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管すること。**



(1) 申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成28年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業』申請係

※「交付申請書在中」と必ず記入してください。

【発送の注意事項】

※SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。

配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※申請者又は手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないので注意すること。

※申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

5-2 申請する住宅の一次エネルギー消費削減量／削減率の算定方法について

申請する住宅の一次エネルギー消費量や削減量および削減率の算出は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」、省エネ法に基づく「H28年基準」または「H25年基準」のいずれかに準じて行ってください。

詳細は、国立研究開発法人 建築研究所ホームページ内
「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」を参照してください。

<住宅に関するプログラム及びプログラムの解説> <http://www.kenken.go.jp/becc/index.html#House>

※詳細はSIIホームページに掲載の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス申請の手引」を参照してください。

申請する住宅の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、国立研究開発法人 建築研究所のホームページで公開される「計算支援プログラム」を用いて計算してください。

一次エネルギー消費削減率(手順4)は、以下の手順1から手順3までの計算を実施した上で申請書式(実施計画書の定型様式1)に必要な事項を入力することで自動計算されます。

**手順
1**

外皮性能の算出

申請する住宅の外皮性能を計算してください。
外皮性能の算出に使われた外皮計算書を、申請時に提出してください。(様式は自由)

**手順
2**

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の算出

計算支援プログラム等に申請する住宅に導入する設備等の情報を入力し、プログラムによる計算を行い、その結果票を出力してください。
結果票を、申請時に提出してください。

**手順
3**

コージェネレーションシステムを導入する場合

手順2で作成したデータで、「太陽光発電を採用しない」を選択し計算を行い、その結果票を出力してください。この結果票は、申請時に提出してください。

※手順2のプログラムと同バージョンを使用すること

**手順
4**

一次エネルギー消費削減率の算出

実施計画書の定型様式1(4/4)の基準一次エネルギー消費量および設計一次エネルギー消費量、太陽光発電による創エネルギー量に結果票の数値を入力する。

※コージェネレーションシステムを導入する場合は、手順3で「太陽光発電を採用しない」計算を行い、出力した結果票に記載された「太陽光発電等による発電量(参考値)総発電量」の数値を実施計画書の定型様式1(4/4)の設計一次エネルギー消費量の「コージェネレーションシステムによる総発電量」に数値を入力すること

(注) 一次エネルギー消費削減率は、上記「手順1～4」で算出可能な取り組みに限り計算に反映することができます。

5 -3 交付申請 提出書類一覧表

・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。

・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例	
①	交付申請書	SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P38～42	
②	実施計画書	・申請する住宅の高断熱外皮及び設備仕様等を明記すること ・計算結果表に基づいて申請する住宅の年間一次エネルギー消費削減量/削減率を算出すること	●	定型様式1	申請の手引	
③	外皮計算書	申請する住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書	●	様式自由	申請の手引	
④	補助金申請算定表	申請する住宅の仕様をもとにZEHを構成する補助対象費用を算出し記載すること	●	定型様式2	P43	
⑤	蓄電システム見積書	蓄電システムを購入の上、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式3	P44	
⑥	リースの場合 蓄電システム契約書(案)	・一括リース契約であることが確認できるもの ・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	○	様式自由	—	
⑦	蓄電システム リース料金計算書	蓄電システムをリースで導入し、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式4	P45	
⑧	計算支援プログラムに基づく計算結果表	国立研究開発法人 建築研究所が公開する計算支援プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表	●	—	—	
⑨	建築図面	配置図	真北と建物との方位角が明記されていること	●	様式自由	申請の手引
		求積図	・各部屋の床面積の求積表・寸法が明記されていること (面積は㎡表記で記載) ・主たる居室、その他居室が分かるよう色分けされていること			
		外皮面積図	開口部・外壁面積の求積表が明記されていること			
		平面図(兼設備設置図)	・各階ごとに部屋名・寸法が明記されていること ・補助対象となる全ての設備について配置を明記すること			
		立面図(四面)	・東西南北の四面が全て明記されていること ・外皮面積が確認できるよう階高等が明記されていること ・屋根勾配が明記されていること (太陽光発電のサイズ・設置位置等を明記したもの)			
		矩計図	躯体(屋根、天井、壁、床等)の構成材・断熱材の仕様等が明記されていること			
		屋根伏図	太陽光パネルの配置・設置した傾斜角が明記されていること			
⑩	仕様書(カタログの写し等)	実施計画書に記入した高断熱外皮及び設備の仕様(メーカー名、型番、性能値等)がわかるもの	●	様式自由	—	
⑪	印鑑登録証明書(原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること ・共同申請者(リース事業者)が多数の申請を見込んでいる場合、印鑑登録証明書の簡略化を申請することができる(事前にSIIへ要相談)	●	—	—	
⑫	提出書類内容チェックリスト	上記①～⑧の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式3	—	

凡例 ●:提出必須の書類 ○:蓄電システムを導入する場合、該当する書類を提出

6. 交付申請書 及び添付書類の入力例

全ての申請において必要な書類

- ・提出書類チェックリスト
- ・様式第1（交付申請書）
- ・補助金申請算定表
- ・蓄電システム見積書
- ・蓄電システムリース料金計算書

※様式をSIIホームページの三次公募より、ダウンロードしてください。

【定型様式 5 提出書類内容チェックリスト】

定型様式 5

提出書類内容チェックリスト

※提出書類の並び順は、当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み提出すること。

申請者名					
手続代行者名					
No	書類名	項目	内容	確認欄	
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書	申請する住宅について必要事項が記入されているか	<input type="checkbox"/>	
		別紙2 暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿	共同申請者のある場合は、法人・団体名等、名簿の全てが記入されているか	<input type="checkbox"/>	
		別紙3 誓約書	申請者	自筆の署名であるか	<input type="checkbox"/>
			共同申請者	共同申請者のある場合は、交付申請書に記載のものと整合性がとれているか	<input type="checkbox"/>
手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか		<input type="checkbox"/>		
②	実施計画書	実施計画書全般	申請する住宅の断熱及び設備仕様とエネルギー計算結果の全てが記入されているか	<input type="checkbox"/>	
③	外皮計算書		申請する住宅の外皮平均熱貫流率、及び外皮平均日射熱取得率の根拠となる計算書であるか	<input type="checkbox"/>	
④	費用総括表 (補助金申請算定表)	補助金交付申請予定額	交付申請書と金額の整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>	
⑤	蓄電システム費用関連書類 (該当する書類を提出)	蓄電システム見積書	発行元・宛先、見積金額が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		リース契約書(案)	交付申請書の申請者、共同申請者の記載内容との整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>	
		蓄電システムリース料金計算書	契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか	<input type="checkbox"/>	
⑥	計算支援プログラムに基づく 計算結果表	計算支援プログラム	計算支援プログラムを使用し公券要額の交付申請の方法に基づいて作成されているか	<input type="checkbox"/>	
⑦	建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図	真北と建物との方位角が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		求積図	床面積の求積表・寸法が明記され、且つ主たる居室・その他居室の色分けがされているか(仮想床が発生する場合、その部分の断面図も必要)	<input type="checkbox"/>	
		外皮面積図	開口部・外皮面積の求積表が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		平面図(兼設備設置図)	各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか	<input type="checkbox"/>	
		立面図	東西南北全であり、屋根勾配及び階高等が確認できるよう明記されているか	<input type="checkbox"/>	
		矩計図	躯体の構成材・断熱材の仕様等が明記されているか	<input type="checkbox"/>	
⑧	仕様書 (カタログの写し等)	申請仕様確認	実施計画書に記入した高断熱外皮および設備の仕様(メーカー名、型番、性能値等)がわかるものを揃えているか	<input type="checkbox"/>	
⑨	印鑑登録証明書(原本)	発行日	交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか	<input type="checkbox"/>	
		登録者	申請者本人のものであるか(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	<input type="checkbox"/>	
⑩	提出書類内容チェックリスト		チェック漏れはないか	<input type="checkbox"/>	

【様式第1 (交付申請書)】

様式第1 (交付申請書)

平成 28 年 ○ 月 ○○ 日

(1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

・申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者も実印で捺印)
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

代表者理事名は 赤池 学 と記入のこと

郵便番号 ○○○ - ○○○○
住 所 ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号
ふりがな ○○○○ ○○○
氏 名 ○○ ○○
生年月日 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
電話番号 (○○○) ○○○ - ○○○○



共同申請者
(リース業者等)

郵便番号 △△△ - △△△△
住 所 △△県△△市△△町△丁目△△番△△号
会社名 株式会社 △△リース
支店名 △△△△ 支店
代表者名等 支店長 △△ △△

代表者等名は必ず役職名、
氏名を記入すること



手続代行者

郵便番号 □□□ - □□□□
住 所 □□県□□市□□町□丁目□□番□□号
会社名 □□□□□ 株式会社
支店名 □□□ 支店
代表者名等 支店長 □□□ □□

代表者等名は必ず役職名、
氏名を記入すること



平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

事業年度は
28 と記入のこと

交付申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(SII-26B-規程-002)(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

【様式第1 (交付申請書)】

様式第1 (交付申請書) 2 / 5 枚)

ZEHビルダー登録証に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を記入

地域区分は、
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業ホームページ
「公募について」の項目の「申請方法」にPDFで掲載して
いる「都道府県別地域区分」を参照

申請者	〇〇 〇〇
手続代行会社名	〇〇〇〇〇 株式会社
支店名	〇〇〇 支店

・ZEHビルダー事業計画書
定型様式1の4、ZEHビルダー
が設計、施工管理を行う支店及び
グループ網のグループ番号欄に記載
した番号を記入

1. ZEHビルダー情報

ZEHビルダー登録番号	●●●●●●●●●●●●●●	グループ番号	●●●
ZEHビルダー登録名称	●●●●● ハウス		

・選択した計算支援プログラムを記入
(公募要領 P 6 参照)

2. 申請する住宅の概要

建設予定地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	募集次区分	三次公募	エネルギー計算の算定方法	H25年基準
	〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇丁目〇番〇号				
建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A3
省エネルギー性能表示取得による評価加点	有	エネルギー計測装置評価加点	有	断熱性能 [※]	0.5

・住所は原則地番を記入

外皮計算書の結果より転記

評価加点の有無をプルダウンから選択(公募要領 P 1 4 参照)
※未記入の場合、加点「無」として受付となります。ご注意ください。

3. 事業予定期間

着手予定日	平成 28 年 〇 月 〇〇 日	完了予定日	平成 28 年 〇 月 〇〇 日
-------	------------------	-------	------------------

※建売の場合は、着手予定日は記入不要。完了予定日は引渡予定日を記入すること。

4. 補助金交付申請予定額

1,600,000

申請内容に係る工事もしくは支払いの完了がどちらか遅い日のことをいう
(完了期限は公募要領 P 2 9 参照)

・事業の着手予定日
・交付申請書審査期間を考慮した日付であること

(別紙1)
補助金費用算定表より
入力した条件で自動表示

6. 交付申請に関する誓約書 (別紙3)
4/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

7. 共同申請者 (リース業者等) (問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること)

会社名	株式会社 △△リース	支店名	△△△△ 支店
所属	△△部	担当者氏名	△△ △△△△
住所	〒 △△△ - △△△△ △△ 県 △△ 市 △△△△町△丁目△△番△△号		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△
携帯電話番号	(△△△) △△△△ - △△△△		
E-MAIL	△△△△△△ @ △△△△△△△△		

8. 手続代行担当者 (問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること)

会社名	〇〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇 支店
所属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇 県 〇〇 市 〇〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇〇〇〇〇		

・共同申請者及び手続代行担当者は問い合わせ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること
・電子メールが使用可能な場合は必ず電子メールアドレスを記入すること
・緊急時に連絡が取れる連絡先を必ず記入すること

【別紙1】

別紙1

平成 28 年 ○ 月 ○○ 日

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
・(1)～(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

5 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

【別紙3】

別紙3

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

(5 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

平成28年度住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
8. 現地調査等の協力
補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
10. 免責
SIIは、ZEHビルダーと手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名

○○ ○○



申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)

共同申請者 会社名

株式会社 △△リース

共同申請者 代表者名等

支店長 △△ △△



手続代行者 会社名

□□□□□ 株式会社

手続代行者 代表者名等

支店長 □□□ □□



【定型様式 2 費用総括表(補助金申請算定表)】

- ・ 青枠内は実施計画書より転記
- ・ 赤枠内は青枠内が表記されることで自動表記

費用総括表(補助金申請算定表)

(1) 断熱外皮

1. 地域区分情報

地域区分 外皮平均熱貫流率 (UA値) 一次エネルギー消費削減率 %

2. 補助対象費用の算出

(A) ZEH導入補助金申請額合計 円

(2) 蓄電システム

1. 設備情報

メーカー名

パッケージ型番

蓄電容量 kWh

定型様式 3 蓄電システム
見積書に基づいて記入

2. 補助対象費用の算出(見積金額)

設備費 円 ①

工事費 円 ②

補助対象費用合計 円 ③=①+②

補助対象費用合計の1/3 円 ④=③の1/3

3. 補助金の算出: 蓄電容量1kWhあたり5万円

蓄電容量 kWh 円

・ 上記算定に基づき自動表示
・ 様式第1 交付申請書補助金交付申請予定額へも自動表記

4. 補助対象費用合計の1/3又は3のいずれか低い金額(上限50万円)

(B) 蓄電システム導入補助金申請額 円 ⑤=④or⑥のいずれか低い金額

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます。) 円 (A) + (B)

【定型様式 3 蓄電システム 見積書】

定型様式 3

蓄電システム 見積書

工事名称 _____

納入場所 _____

見積書作成者の情報を記入すること。

税込金額を記入

印

見積金額 _____

(税込)

	名称	数量	単位	単価	金額	備考	
補助対象費用の算出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器費と設置工事費を分けて記入すること ・ 記入する金額は全て税抜金額とする ・ 設置工事費は、蓄電システムに必要な接続端子までを補助対象とする 対象工事項目であっても、他の工事を切り分けられない場合は補助対象外とする 						
	補助対象費用 小計 (A)						

	名称	数量	単位	単価	金額	備考
その他費用の算出						
	その他費用 小計 (B)					

消費税を記入

赤枠内は自動表記

中計 (A)+(B)

消費税

合計

【定型様式 4 リース料金計算書】

- ・ リース料金計算書の提出は該当者のみ
- ・ リース契約書（案）と整合性を取ること

定型様式 4

リース料金計算書

1. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	ヶ月

2. リース等料金計算

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]
-----	----------------	-------

	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(B)	補助金交付 申請予定額 [合計]	円	

蓄電システムの補助金交付申請予定額を記入すること

(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A) - (B)	円 [税抜]	円
-----	--------------------------------	-----------	---

補助金がありの場合と
なしの場合の両方を算出

(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	---------	-----------	-----------

(E)	リース対象元本 (C) + (D)	円 [税抜]	円 [税抜]
-----	----------------------	-----------	-----------

(F)	金 利 (%)	%
-----	---------	---

(G)	金 利 (金額)	円 [税抜]
-----	----------	-----------

(H)	リース料等総額 (E) + (G)	円 [税抜]
-----	----------------------	-----------

7. 補助対象事業実績報告書 提出書類一覧

7 補助対象事業実績報告書の提出について

交付決定を受けた者は、下記に記載する書類を補助対象事業実績報告として事業完了後に提出してください。

※詳細は、交付決定時に同封する事務取扱説明書をご確認ください。

No.	書類名	区分	内容	
①	様式第6 (補助対象事業実績報告書)	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロード	
②	出荷証明書	断熱部材(各部位ごと)、開口部材(ドア・サッシ)	●	出荷元が発行した出荷証明書の原本
		空調設備(高効率個別エアコン以外、床暖房パネルを含む)	○	
		換気設備	●	
		照明設備	●	
	【吹付け、吹込み系の断熱工事を行う場合のみ】施工証明書	○	施工会社が発行した施工証明書の原本	
③	【冷房効率 区分(イ)を設置した場合のみ】高効率個別エアコンの保証書の写し	○	主たる居室に設置した全てのエアコンおよびその他居室は計算支援プログラムに入力したエアコンを対象	
	給湯設備の保証書の写し	●	設置した全ての給湯設備を対象	
	蓄電システムの保証書の写し	○	設置した蓄電システムを対象	
④	実績報告確認写真	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロードし、該当する写真を貼付けした書類	
⑤	確認済証の写し	●	確認申請が不要な場合は、建築工事届の写し	
⑥	検査済証の写し	●	確認申請が不要な場合は、瑕疵担保保険証又は建設住宅性能評価書の写し	
⑦	引渡証明書	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロード	
⑧	【購入の場合のみ】蓄電システムの領収書の写し	○	蓄電システム本体及び設置に係る工事費の領収書の写し	
⑨	蓄電システム リースの場合	蓄電システムのリース契約書の写し	○	蓄電システムがリースの場合は、リースが開始されている旨を示す証書の写し
⑩		蓄電システム設置・施工完了証明書	○	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロード
⑪		蓄電システムのリース事業者等への補助金の振込先が確認できる書類	○	口座情報の記載情報が照合できる通帳の写し等
⑫	太陽光発電	出力対比表	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロード
		【設置する太陽光パネルの公称最大出力の合計が10kW以上の場合のみ】電力買取方式が記載された電力会社の系統連系申込書等の写し	○	電力の買取方式が記載されたもの
⑬	エネルギー計測装置設置報告書	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロードし、申請者及び手続代行者が署名した設置報告書	
⑭	エネルギー計測装置の保証書の写し	●	出荷元が発行した出荷証明書の原本でも可	
⑮	加点点要件にて交付決定を受けた方	エネルギー計測の結果データ	○	申請者が居住後、最短1週間のエネルギー計測実施
⑯		エネルギー計測装置総括表	○	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロード
⑰		分電盤回路図	○	計測回路が明記された分電盤の回路図
⑱		「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写し	○	第三者認証を受けているものに限る
⑲	印鑑登録証明書	●	事業完了した住宅で、補助対象事業者の印鑑登録証明書の原本	
⑳	住民票	●	事業完了した住宅で、補助対象事業者の住民票の原本	
㉑	補助金の振込先が確認できる書類 (補助対象事業者と同一名義の口座であること)	●	口座情報の記載情報が照合できる通帳の写し等	
㉒	提出書類内容チェックリスト	●	様式は、交付決定後にSIIホームページよりダウンロードし、添付漏れや記入に不備がないかをチェックしたリスト	

凡例 ●:提出必須の書類 ○:機器設置又は該当者の場合に提出必須の書類

8. よくある質問と回答

Q1 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と、地域型住宅グリーン化事業などの国庫を財源とする他の事業との併用は可能ですか？

A1 補助対象が重複する部分については併用できません。

Q2 過去に国庫補助金を受けた事がある既築住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助金に申請することは可能ですか？

A2 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q3 応募が多数あり、補助対象事業の申請金額合計が予算を上回った場合はどうなりますか？

A3 再生可能エネルギーシステム分を除いた一次エネルギー消費削減率等を公正に審査して決定いたします。

Q4 交付決定日の前に着手してしまった場合、補助対象から外れますか？

A4 事前着手(新築建売住宅の場合を除く)や事前引渡し(新築建売住宅の場合)を行った場合、補助金の交付はできません。

Q5 申請書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A5 申請書の持参は受け付けていません。
多数の申請が想定されるため書留等、配達記録の残る方法で送付下さい。

Q6 SIIへの申請書類の捺印はすべて実印でおこなうのでしょうか？

A6 捺印には、印鑑登録がなされている印をお使い下さい。

Q7 交付決定通知を受け取った後の提出書類(「補助対象事業実績報告書」等)の記入はどのように行うのでしょうか？

A7 交付決定通知時に別途配布する「事務取扱説明書」に記入方法の詳細が記載されています。

Q8 申請にあたって、SIIに行き、詳細部分について直接相談することは可能ですか？

A8 SIIでは直接のご相談は承っておりません。ご質問事項は都度、問い合わせ窓口までお電話下さい。

Q9 地域区分1、2以外で、寒冷地特別外皮強化仕様として申請をしたいが可能ですか？

A9 寒冷地におけるZEH導入コストに鑑みた制度ですので、その他の地域区分での申請はできません。

Q10 定期報告アンケートの回答を怠った場合はどうなりますか？

A10 定期報告アンケートの回答は事業の要件となっております。
回答がない場合は、未回答者として事務局で記録をさせていただきます。

Q11 公募説明会に参加しないと申請できないのでしょうか？

A11 公募説明会に参加することは必須ではありません。

Q12 ZEHビルダー登録は、注文住宅ZEHビルダーと建売住宅ZEHビルダーを1申請で同時に登録可能ですか？

A12 1回の申請で「注文住宅ZEHビルダー」「建売住宅ZEHビルダー」「既築改修ZEHビルダー」を同時登録することが可能です。

Q13 設計事務所がZEHビルダー登録する際には、どのように登録すればよいですか？

A13 設計する住宅が注文住宅であれば、注文住宅ZEHビルダーに登録してください。建売住宅、既築改修についても同様に判断してください。

Q14 鉛蓄電池は補助対象になりますか？

A14 申請が可能な蓄電システムは、平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金の補助対象製品一覧のうち、再生可能エネルギー蓄電モードが「有」として登録されている機器のみとなります。
(鉛蓄電池は補助対象になりません)

Q15 蓄電システム以外の補助対象機器にリース品がある場合でも申請は可能ですか？

A15 蓄電システム以外の補助対象設備にリース品がある場合は申請できません。

その他にも、SIIのホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますのでご確認をお願いします。
<https://sii.or.jp/zeh28/faq.html>

